

県民税の均等割申告書について

均等割申告書の提出期限が近づいてまいりましたので、申告書をお送ります。必ず、期限内に申告納付してください。

第十一号様式（提出用）

受 付 印		令和 年 月 日		●●県		殿		法 人 番 号		申 告 年 月 日	
道 府 県 内 に あ る 主 たる 事 務 所 又 は 事 業 所	所 在 地										
	(ふりがな)										
	名 称										
本 店 又 は 本 社	所 在 地										
	(ふりがな)										
	名 称										

年度 道府県民税の均等割申告書

道府県内に ある主たる事 務所又は事業 所以外の事務 所又は事業所	所 在 地															
	(ふりがな)															
	名 称															
前年 4 月 1 日から 3 月 31 日までの 間に道府県内に事務所又は事業所 を有していた期間		年 月 日から 年 月 日まで	同左の月数	①	月											
この申告によって納付すべき道府 県民税の均等割額		円× $\frac{①}{12}$	②	<table border="1"> <tr> <td>兆</td> <td>十億</td> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>00</td> </tr> </table>	兆	十億	百万	千	円					00		
兆	十億	百万	千	円												
				00												
東京 都 に 申 告 す る 場 合 の ② の 計 算	前年 4 月 1 日 から 3 月 31 日 までの間に都 内に事務所又 は事業所を有 していた期間	特別区 の区域	・ ・ 月 (ア) ・ ・	・ ・ 月 (イ) ・ ・	・ ・ 月 (ウ)											
		市町村 の区域	・ ・ 月 (エ) ・ ・													
	東京都に納付 すべき均等割 額②の計算		特 別 区 の 区 域 分	(税率)	円× $\frac{(ア)}{12}$	<table border="1"> <tr> <td>兆</td> <td>十億</td> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>00</td> </tr> </table>	兆	十億	百万	千	円					00
				兆	十億	百万	千	円								
								00								
(税率)	円× $\frac{(イ)}{12}$	<table border="1"> <tr> <td>兆</td> <td>十億</td> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>00</td> </tr> </table>	兆	十億	百万	千	円					00				
兆	十億	百万	千	円												
				00												
(税率)	円× $\frac{(ウ)}{12}$	<table border="1"> <tr> <td>兆</td> <td>十億</td> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>00</td> </tr> </table>	兆	十億	百万	千	円					00				
兆	十億	百万	千	円												
				00												
		市 町 村 の 区 域 分	(税率)	円× $\frac{(エ)}{12}$	<table border="1"> <tr> <td>兆</td> <td>十億</td> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>00</td> </tr> </table>	兆	十億	百万	千	円					00	
兆	十億	百万	千	円												
				00												

関与税理士 署 名	(電話)
--------------	-------

法人 県民税 事業税 特別法人事業税 領収済通知書 県 税			
XX			
都道府県名	口 座 番 号	加 入 者	
●●県	XXXXX-X-XXXXXX	●●県会計管理者	

所在地

名称

美

[illegible]

— — — — —

納 期 限	年 月 日	領 収 日 付 印
所 管 事 務 所		
取りまとめ店		
指定金融機関	●●銀行 ●●支店	

(県保管)

※処理事項

第何年何月何日
通達日付印

確認

整理番号

事務所
区分

管理番号

申告区分

受付印

令和 年 月 日

法 人 番 号

申 告 年 月 日

年 月 日

●●県

殿

道府県内にある主たる事務所又は事業所

所在地

(電話)

(ふりがな)

名 称

(ふりがな)

代表者又は管理人の氏名

本店又は本社

所在地

(電話)

事業種目

(ふりがな)

資本金等の額

兆

十億

百万

千

円

年度 道府県民税の均等割申告書

道府県内にある主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所

所在地

(ふりがな)

名 称

前年4月1日から3月31日までの間に道府県内に事務所又は事業所を有していた期間

年 月 日から 年 月 日まで

同左の月数

①

月

この申告によって納付すべき道府県民税の均等割額

円× $\frac{①}{12}$

②

兆

十億

百万

千

円

00

東京の場合の②の計算

前年4月1日から3月31日までの間に都内に事務所又は事業所を有していた期間

特別区の区域

・ ・ 月 (ア)

・ ・ 月 (イ)

・ ・ 月 (ウ)

市町村の区域

・ ・ 月 (エ)

東京都に納付すべき均等割額②の計算

特別区の区域分

(税率)

円× $\frac{(ア)}{12}$

兆

十億

百万

千

円

00

(税率)

円× $\frac{(イ)}{12}$

00

(税率)

円× $\frac{(ウ)}{12}$

00

市町村の区域分

(税率)

円× $\frac{(エ)}{12}$

00

関与税理士
署 名

(電話)

第十一号様式 (控用)

納付書 (原符) 兼払込金受領証 公 県 税

XX

都道府県名

口 座 番 号

加 入 者

●●県

XXXXXXXX-X-XXXXXXXX

●●県会計管理者

所在地

名称

様

事務所コード

税 目

課 税 年 度

事業年度又は連結事業年度始期

納税者区分

法 人 税

三 税

申告区分

中予見納確修更決その他

固定込付定正定他

百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

法人県民税

法人税割額

均等割額

延滞金

法人事業税・特別法人事業税

所得割額

付加価値割額

資本割額

収入割額

特別法人事業税額

延滞金

過少申告加算金

不申告加算金

重加算金

合 計 額

納 期 限

年 月 日

領 収 日 付 印

所管事務所

金融機関
(又は郵便局保管)

領収証書

公

県 税

XX		
都道府県名	口 座 番 号	加 入 者
●●県	XXXXX-X-XXXXXXXX	●●県会計管理者

所在地

名称

様

事務所コード	税 目	課 税 年 度	事業年度又は連結事業年度始期	納税者区分
	法 人 税 三 税	年	年 月 日	

申告区分 中予見納確修更決その他 間定込付定正正定他		百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
法人県民税	法 人 税 割 額	
	均 等 割 額	
	延 滞 金	
法人事業税・特別法人事業税	所 得 割 額	
	付加価値割額	
	資 本 割 額	
	収 入 割 額	
	特別法人事業税額	
	延 滞 金	
	過少申告加算金	
	不申告加算金	
重 加 算 金		
合 計 額		

納 期 限	年 月 日	領 収 日 付 印
所管事務所		
上記の金額を領収しました。		

(納税者保管)

延滞金について

納期限までに完納されないときは、延滞金の納付が必要です。

[延滞金の計算方法]

- 納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じ、税額に次の表の年当たりの割合をかけて計算します。
- 閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とします。
- 延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
- 算出された延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

期 間	原則	令和3年1月1日以後の特例 (延滞金特例基準割合が年7.3%の割合に 満たない場合に適用)
納 期 限 の 翌 日 か ら 1月を経過する日までの期間	年7.3%	延滞金特例基準割合+年1% 上限年7.3%
納 期 限 の 翌 日 か ら 1月を経過した日以後の期間	年14.6%	延滞金特例基準割合+年7.3% 上限年14.6%

※延滞金特例基準割合とは、租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合をいいます。
※法人県民税、法人事業税の納期限の延長の場合の延滞金（地方税法第65条及び72条の45の2）、平成25年12月31日以前の期間にかかる延滞金並びに平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間にかかる延滞金の計算は、別の割合が適用されます。
※その他、地方税法に特別の定めのある期間については、それぞれの規定が適用されます。

納付場所

- 金融機関
 - 全国の百十四銀行、みずほ銀行
 - 四国内のゆうちょ銀行・郵便局
 - 香川県内の各銀行（あおぞら銀行、三菱UFJ信託銀行及び三井住友信託銀行を除く）、各信用金庫、県信用組合、労働金庫、県信連及び県農協、西日本信連連
- 香川県県税事務所 総務課（香川県高松市松島町一丁目17番28号）
TEL：087（806）0304～0306

枚 (リットル分)

軽油の納入数量明細書

(月 日 ~ 月 日)

※ 処 理 事 項	事業者コード	事務所コード	処理区分	予	備	整理番号
	申告年月日					

登録特別徴収義務者の 氏名又は名称						
登録特別徴収義務者の 住所又は所在地						
令和 年 月分					枚のうち	
					枚 目	
納入を受けた者		納入数量		引渡しに係る軽油の 納入を行った者		
氏名又は名称	* コー ド	うち課税対象とならない数量		* コー ド		
		リットル				
	*			*		
	*			*		
	*			*		
	*			*		
	*			*		
	*			*		
	*			*		
	*			*		
計						

No.35 KV855

受付印

軽油引取税納付申告書
(令和 年 月 日 ~ 月 日分)

令和 年 月 日

※ 処 理 事 項

事業者コード 事務所コード 処理区分 予 備 整 理 番 号
T33
発 信 年 月 日 通 信 日 付 印 確 認 印 申 告 年 月 日
個人番号又は法人番号 (右詰で記載)
納税者の氏名又は名称 この申告に応答する係及び氏名並びに電話番号 (電話)
納税者の住所又は所在地

令和 年 月分

課 税 の 区 分			数			量			課 税 の 区 分			数			量		
(ア) 特約業者又は元売業者が燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合	控除分		販売した燃料炭化水素油の数量 ①						(オ) 特別徴収義務者が軽油を自ら消費した場合	消費した軽油の数量 ⑬					リットル		
			①のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ②							控除分	⑬のうち免税用途に供した軽油の数量 (免税用途： 用) ⑭						
			①のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量 ③								⑭－⑬のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ⑮						
	差 引 計 ①－②－③			(ア)				差 引 計 ⑬－⑭－⑮		(オ)							
(イ) 石油製品販売業者が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合	控除分		販売した軽油又は燃料炭化水素油の数量 ④						(カ) 免税軽油の引取りを行った者が他の者にその軽油を譲渡した場合	譲渡した軽油の数量 ⑰		(カ)					
			④のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ⑤							控除分	消費した軽油の数量 ⑲		(キ)				
			④のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量 ⑥								消費又は譲渡した軽油の数量 ⑳						
			④のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ⑦								⑳のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ㉑						
			④のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量 ⑧								㉑のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量 ㉒						
	差 引 計 ④－⑤－⑥－⑦－⑧			(イ)				差 引 計 ㉑－㉒－㉓			(ク)						
(ウ) 自動車の保有者が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（道路を運行した分に限る。）	控除分		消費した炭化水素油の数量 ⑨						(ケ) 特別徴収義務者以外の者が軽油を輸入した場合	輸入した軽油の数量 ㉔		(ケ)					
			⑨のうち消費の承認を受け又は自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ⑩							㉔のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ㉕							
			⑨のうち消費の承認を受け又は自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量 ⑪							㉕のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量 ㉖							
	差 引 計 ⑨－⑩－⑪			(ウ)				合 計 (ア)＋(イ)＋(ウ)＋(エ)＋(オ)＋(カ)＋(キ)＋(ク)＋(ケ)		㉖							
(エ) 特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有していた場合（引渡しを行った軽油につき、現実の納入が行われていない場合を含む。）	控除分		所有に係る軽油の数量 ⑫						納付すべき軽油引取税額	15.0円×㉖					円		
			⑫のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ⑬							㉖							
			⑫のうち元売業者が納期限までに他の元売業者に引き渡した軽油の数量 ⑭							㉖							
			⑫のうち特別徴収義務者として指定されている相続人又は合併後存続する法人等に承継された軽油の数量 ⑮							㉖							
	差 引 計 ⑫－⑬－⑭－⑮			(エ)													

添付免税証
枚(リットル分)

添付免税証 枚(リットル分)

No.37 KV860

令和 年 月 日

※ 処理事項	事業コード	事務所コード	処理区分	予備整理番号
報告年月日				

地区 分 元 ・ 特 ・ 製

個人番号又は法人番号

(右詰で記載)

氏名又は名称

住所又は所在地

(電話)

令和 年 月分

摘要	受払い等の数量	現実の受払い等の数量	備考
前々月末在庫数量			
うち課税済みのもの	リットル	リットル	
製造数量			
うち課税済みのもの			
輸入数量			
引取数量			
うち課税済みのもの			
返還を受けた数量			
うち課税済みのもの			
その他			
うち課税済みのもの			
合計			
うち課税済みのもの			
引渡数量			
うち課税済みのもの			
消費数量			
うち課税済みのもの			
返還を行った数量			
うち課税済みのもの			
その他			
うち課税済みのもの			
合計			
うち課税済みのもの			
前々月末在庫数量			
うち課税済みのもの			

(受入れ)

引取数量（受払い等の数量）
引渡しを行った者別・都道府県別明細書

※処理事項	事業者コード	事務所コード	処理区分	予備	整理番号
	報告年月日				

報告者の氏名又は名称						
令和		年		月分		枚のうち
						枚目
引渡しを行った者の氏名又は名称	引渡しを行った者の事務所又は事業所所在の都道府県名	引 取 数 量				備 考
		うち課税済みのもの				
		リットル				
計						

No.38 KV061

引取数量（現実の受払い等の数量）
納入を行った者別・都道府県別明細書

※処理事項	事業者コード	事務所コード	処理区分	予備	整理番号
	報告年月日				

報告者の氏名又は名称

令和

年

月分

枚のうち

枚目

納入を行った者の氏名又は名称

納入を行った者の事務所
又は事業所所在の都道府県名

納入を受けた数量

うち課税済みのもの

備考

リットル

No. 39 KV 862

計

(払出し)

引渡数量（受払い等の数量）
引取りを行った者別・都道府県別明細書

報告者の氏名又は名称

※処理事項

事業コード	事務所コード	処理区分	予備	整理番号
報告年月日				
：				
：				

令和

年

月分

枚のうち

枚 目

引取りを行った者の氏名又は名称

引取りを行った者の事務所
又は事業所所在の都道府県名

引 渡 数 量

うち課税済みのもの

備考

リットル

計

No. 40 KV865